

## 【参 考 資 料】

- 1 前交通安全計画（平成 23-27 年度）の実績
- 2 委員名簿（狛江市交通安全対策会議）
- 3 狛江市交通安全対策会議条例
- 4 改定審議経過（狛江市交通安全対策会議）
- 5 用語解説



1 前交通安全計画（平成 23-27 年度）の実績

分野別 施策 1	道路交通環境の整備							
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後の 方針	
道路の整備	生活道路	まちづくり条例の対象となる開発等に併せた協議による道路拡幅 市施工による整備の実施					今後も継続 ゾーン 30 検討	
		年度	23	24	25	26		27
		市施工 路線数	-	-	-	3		4
	幹線道路	都市計画道路整備による道路拡幅					今後も継続	
交通安全施設等の整備	歩道の整備	都市計画道路整備による整備のほか 市施工による歩道拡幅の実施					自転車走行空間の設置による歩道部分の確保の検討	
		年度	23	24	25	26		27
		市施工整備路線数	-	-	1	-		-
		横断歩道の改善	都道（水道道路）の一部区間にカラー舗装の整備					状況により今後も継続
		歩車道段差の改良	まちづくり条例などの開発に合せた整備 市施工による整備の実施					状況により今後も継続
	道路照明の整備						今後も継続	
		年度	23	24	25	26		27
		LED化数	138	183	147	135		226
	防護柵等の整備						今後も継続	
		年度	23	24	25	26		27
		ガードレール設置数	0	1	1	3		2
		交差点の改良	開発や道路整備に伴う隅切りの整備					今後も継続
		道路標識の整備	信号機のLED化に伴う地点名表記の変更					今後も継続
区画線の整備						今後も継続		
	年度	23	24	25	26		27	
	区画線延長	4,883	4,090	2,612	647		3,208	
道路反射鏡の整備						今後も継続		
	年度	23	24	25	26		27	
	道路反射鏡設置数	15	15	10	12		13	

※各指標については、狛江市決算資料等ほか警視庁による資料提供によるもの

1 前交通安全計画（平成 23-27 年度）の実績

分野別 施策 1	道路交通環境の整備							
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後の 方針	
良好な道路 環境の整備	道路設備等 の整備	都道（狛江通り）の一部で点字ブロックの追加整備					公共施設等への経路を優先的に検討する	
	不法占用物の撤 去等	道路パトロール（月に数回実施）					今後も継続	
		年度	23	24	25	26		27
		違反屋外広告 除去数	2,901	1,423	1,525	2,131		2,215
	信号機・標識の 改良※						今後も継続	
		年度	23	24	25	26		27
		標識の 改良数	54	883	283	51		19
		LED 信号等 設置数	14	18	25	21		5
	道路の緑化推進	街路樹適正管理（年に 34 路線委託剪定）					今後も継続	
	電線類の地中化 推進	都道については、狛江通り（慈恵第 3 病院-JA 上 和泉区間）の整備					道路整備と併 せ今後も継続	
違法駐車防止対 策の推進	見回りの実施					今後も継続		
	年度	23	24	25	26		27	
	指導取締り 回数	143	143	143	112		112	

※「信号機・標識の改良」における実績は、耐久年数経過等の補修も含む。

※各指標については、狛江市決算資料等ほか警視庁による資料提供によるもの

1 前交通安全計画（平成23-27年度）の実績

分野別 施策2	交通安全意識の普及・啓発							
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後の 方針	
交通安全教育の推進	幼児に対する交通安全教育	各園による交通安全教室の実施					保護者への交通安全教育の充実	
	小学生に対する交通安全教育	各学校での自転車教室の実施					今後も継続	
		年度	23	24	25	26		27
		自転車免許証 配布数	328	534	543	251	192	
	中学生に対する交通安全教育	おおよそ年2校ずつスケアードストレイトの実施					今後も継続	
	地域、職場に対する交通安全教育	まなび講座の受講内容に交通安全教室の追加及び実施					今後も継続	
	高齢者に対する交通安全教育	市民対象スケアードストレイト内での高齢者メニューの実施					今後も継続	
	家庭に対する交通安全教育	市内小学校・中学校へのチラシ配布					今後も継続	
	交通安全教育センター等の活用	市ホームページによる周知					今後も継続	
交通安全意識の普及・啓発	交通安全運動の推進	年2回全国交通安全運動の実施イベントの実施（つどい、自転車キャンペーン、自動車運転講習会等）					今後も継続	
	広報活動の充実	全国交通安全運動中の広報車による広報活動 市広報を通じた広報活動					今後も継続	
	飲酒運転の根絶	酒類提供店への啓発グッズの配布					関係機関との連携とともに 今後も継続	

※各指標については、狛江市決算資料等ほか警視庁による資料提供によるもの

1 前交通安全計画（平成 23-27 年度）の実績

分野別 施策 3	道路交通秩序の維持						
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後の 方針
駐車違反防 止の対策	駐車対策の推 進	まちづくり条例の対象となる開発等における協議 による駐車場の設置 広報・市ホームページによる狛江駅北口地下駐車 場の利用促進					今後も継続
	広報・啓発活動 の推進	立て看板等などの表示による啓発の実施					今後も継続
放置自転車 防止の対策	駅前放置自転 車クリーンキ ャンペーン	年1回の機会に併せ、狛江駅周辺による周知 自転車等撤去の実施					撤去について は、時間帯等 の実施内容の 再検討
		年度	23	24	25	26	
	自転車撤去台数	2,408	1,548	1,294	1,130	1,053	
	広報・啓発活動 の推進	広報・市ホームページ・警告札の取付け及び駅周 辺の見回りによる活動の実施					今後も継続
交通違反の 指導・取締 り強化	各種の指導・取 締り	※					今後も継続

※「交通違反の指導・取締り強化」の各実績については、統計データとして公表された  
ものがないため、掲載していません。

※各指標については、狛江市決算資料等ほか警視庁による資料提供によるもの

1 前交通安全計画（平成 23-27 年度）の実績

分野別 施策 4	安全運転の確保							
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後の 方針	
自動車の安全運転の確保	自動車安全運転講習会の実施	年2回市民向け（高齢者含む）の実施					子ども、高齢者を中心に周知を図り、今後も継続	
	自動車安全運転管理の適正化	特に進捗なし					事業者への周知の推進	
自転車の安全利用の確保	自転車安全利用の促進	自転車安全五則の周知（チラシの配布、市ホームページ等）					今後も継続	
	自転車グッドライダー制度	年度	23	24	25	26	27	周知方法の改善と事業内容の再検討
		ステッカー配布枚数	-	769	905	800	890	
	自転車整備の推進	市ホームページによる周知					今後も継続	

分野別 施策 5	救助・救急体制の整備						
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後の 方針
救助・救急体制の充実	関係機関間の連携等	AED 設置箇所を掲載した防災ガイドを全戸配布（随時更新）					今後も継続
応急手当等の普及啓発の推進	救命講習等の受講促進	市民対象の救命講習会を年5回程度開催 そのほか、中学校や消防署にてそれぞれ実施					今後も継続
救急車の適正利用の促進	救急車の適正利用の促進	チラシ・広報・市ホームページへの掲載					今後も継続

※各指標については、狛江市決算資料等ほか警視庁による資料提供によるもの

1 前交通安全計画（平成 23-27 年度）の実績

分野別 施策 6	被害者の救済						
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後の 方針
被害者救済 制度の普及	交通災害共催 制度の普及	交通災害共済申込書全戸配布（東京市町村組合実績） 広報・市ホームページの掲載					講習会などの 機会に併せて 周知等の推進
		年度	23	24	25	26	
	加入者数	8,282	8,108	8,036	7,823	7,825	
	民間による損害賠償保 険への加入促進	市ホームページの掲載					
交通事故相談 窓口	広報による相談窓口の紹介					今後も継続	
	年度	23	24	25	26		27
	相談件数	20	19	15	22		12

分野別 施策 7	災害発生時における交通対策						
個別施策	主な事業の内 容	実績					課題・今後の 方針
災害発生時 における安 全の確保	道路状況の確認 と安全の確保	「狛江市地域防災計画」（平成 27 年修正）に基 づき、予防・応急・復旧対策ごとに、それぞれ実 施者を明確にし、実施内容が位置づけられた。					今後も継続 「狛江市地域 防災計画」に基 づくものとし、 本計画におい ては、災害発生 時のものに特 記するものと します。
	緊急輸送道路の 確保						
	交通規制						
	交通量増大の抑 止等						
	帰宅困難者への 対策						
	公共交通機関の復 旧状況等の把握						
	停電対策						
災害救助活 動の支援体 制							

※各指標については、狛江市決算資料等ほか警視庁による資料提供によるもの



## 2 委員名簿（狛江市交通安全対策会議）

区分	氏名	選出区分	備考
会長	若林 勝司	条例第3条委員 条例第5条 (会長)	全国交通信号工事技術協会 理事 工学博士（交通工学・交通計画）
副会長	佐藤 超	条例第3条委員 (市立小中学校 PTA 連合会関係者) 条例第5条 (会長が欠けた際の会長より指名を受けた委員)	PTA 連合会副会長
委員	二瓶 国利	条例第3条委員 (東京都職員)	東京都北多摩南部建設事務所 管理課長
委員	濱本 讓二	条例第3条委員 (調布警察署警察官)	調布警察署交通課長
委員	富永 淑子	条例第3条委員 (市内幼稚園・保育園関係者)	園児交通安全防犯連絡会会長
委員	富永 豊	条例第3条委員 (調布交通安全協会関係者)	調布交通安全協会副会長
委員	宮原 孝夫	条例第3条委員 (公募による市民)	市民
委員	片山 美千雄	条例第3条委員 (公募による市民)	市民
委員	荒井 葉子	条例第3条委員 (公募による市民)	市民
委員	吉田 知弘	条例第3条委員 (市教育委員会関係者)	指導室長 (平成28年1月26日から平成28年3月31日まで)
委員	柏原 聖子	条例第3条委員 (市教育委員会関係者)	指導室長 (平成28年4月1日から平成30年1月25日まで)
委員	遠藤 克哉	条例第3条委員 (市職員)	整備課長
委員	鈴木 実	条例第3条委員 (市職員)	安心安全課長
委員	遠藤 慎二	条例第3条委員 (市職員)	道路交通課長

任期：平成28年1月26日から平成30年1月25日まで（指導室長を除く）

### 3 狛江市交通安全対策会議条例（平成25年3月29日条例第14号）

（設置）

第1条 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、狛江市交通安全対策会議（以下「交通安全会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 交通安全会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 狛江市交通安全計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合的な交通安全施策の推進に関すること。

（組織）

第3条 交通安全会議は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 東京都の職員 1人
- (2) 警視庁調布警察署の警察官 1人
- (3) 市の職員 3人以内
- (4) 狛江市教育委員会の関係者 1人
- (5) 狛江市立小中学校PTA連合会の関係者 1人
- (6) 狛江市内の幼稚園又は保育園の関係者 1人以内
- (7) 調布交通安全協会の関係者 2人以内
- (8) 公募による市民委員 3人以内
- (9) その他市長が必要と認める者 2人以内

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 交通安全会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、交通安全会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（議事等）

第6条 前各条に定めるもののほか、交通安全会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通安全会議に諮って定める。

#### 4 改定審議経過（狛江市交通安全対策会議）

	開催年月日	主な検討事項
平成 28 年 第 1 回 交通安全対策会議	平成 28 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長、副会長の選出</li> <li>・会議、会議録の取り扱い</li> <li>・交通事故の発生状況・交通安全施策の実施状況について</li> <li>・次期「狛江市交通安全計画（平成 28～32 年度）」について</li> </ul>
平成 28 年 第 2 回 交通安全対策会議	平成 28 年 3 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び都の計画の動向について</li> <li>・狛江市交通安全計画について</li> </ul>
平成 28 年 第 3 回 交通安全対策会議	平成 28 年 5 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狛江市交通安全計画（原案）について</li> </ul>
平成 28 年 第 4 回 交通安全対策会議	平成 28 年 6 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狛江市交通安全計画（素案）について</li> <li>・市民説明会及びパブリックコメントの実施内容について</li> </ul>
平成 28 年 第 5 回 交通安全対策会議	平成 28 年 8 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民説明会及びパブリックコメントの実施結果、回答について</li> <li>・狛江市交通安全計画（案）について</li> </ul>

## 5 用語解説

(※本文掲載順となります)

### \* 1 第1当事者・第2当事者

第1当事者は、事故当事者の中で過失（違反）がより重い者、もしくは過失（違反）が同程度の場合にあっては、被害がより小さい方の当事者のこと。また、第2当事者は、事故当事者の中で過失（違反）がより軽い者、もしくは過失（違反）が同程度の場合にあっては、被害がより大きい方の当事者。

### \* 2 自転車運転者講習制度

平成25年の改正道路交通法施行に伴い、平成27年6月1日から、交通の危険を生じさせる恐れのある一定の違反行為（危険行為）を繰り返した自転車の運転者に対して行う講習制度。

### \* 3 ゾーン30

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つで、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、区域内における車の走行速度や通り抜けを抑制させるための区域（ゾーン）を定めた時速30キロの速度規制。

### \* 4 ユニバーサルデザインブロック

歩道と車道の段差を部分的に無くすことにより、車椅子やベビーカーなどを利用する方がスムーズな通行ができるようにデザインしたブロックで、主に横断歩道と連動して設置される。また、着色により目の不自由な方にも歩車道を判別する手がかりを付与したものもある。

### \* 5 グリーンベルト

歩道と車道が区分されていない道路において、交通事故を防止することを目的として、ドライバーが車道と路側帯を視覚的に、より明瞭に区分できるように路側帯を緑色に着色したもの。同じ効果として、全面の着色ではなく線のみのグリーンラインもある。

### \* 6 視覚障がい者用信号機

信号機に音響装置を付加し、専用ボタンにより歩行者用青信号の表示の開始と継続を知らせる音声、又はメロディーを発する信号機。

### \* 7 ゆとりシグナル

信号の色が変わる目安として、赤もしくは青になっている間の経過時間表示機能が付

いた歩行者用信号機。

\*8 自転車運転免許証

法律上の効力は無いものの、各自治体・警察署が独自に発行することで、小学生・中学生・高校生・高齢者へ自転車交通安全教室などへの参加を促し、自転車等の交通ルールの遵守を推進するもの。

\*9 スケアードストレイト

プロのスタントマンによる衝突実演を見ることで、交通事故の恐ろしさを体験し、交通ルールとマナーの遵守の必要性を再確認する交通安全教育技法。

\*10 ながら操作

歩行・運転などの動作を行いながら、スマートフォンなどの小型電子機器等を用いてウェブページを閲覧などの操作を行うこと。特に運転中においては、操作している本人のほか、周りにいる人を事故等に巻き込んでしまう危険性が高い。

\*11 運転経歴証明書

過去の運転経歴を証明するもので、有効期限内に運転免許を返納した日から5年以内であれば、運転免許試験場へ申請することにより、身分証明書として利用できる。施設等によっては特典を受けることができる場合もある。

\*12 自転車安全五則

自転車に関する交通秩序の整序化を図り自転車の安全利用を促進するため、平成19年7月10日に国の中央交通安全対策会議交通対策本部で、自転車の通行ルールの広報啓発にあたり活用することになったもの。

\*13 サポートキャブ（サポートCab）

自分で歩行が可能な方で緊急性がない場合に、通院等を支援するタクシー事業者。一般のタクシー事業者がサポートCabを実施する際には、東京消防庁の定める救命講習受講優良証の交付を受けることや、一定台数のタクシーを保有することなどの条件がある。

\*14 東京都市町村民交通災害共済（ちょこっと共済）

加入期間中に交通災害にあった場合に見舞金等を給付することを目的とする共済制度であり、東京市町村総合事務組合が実施しているもの。